

平成 25 年度第 2 回総務省契約監視会の議事概要について

| | |
|---------|--|
| 開催日及び場所 | 平成 25 年 9 月 19 日（木）総務省 8 階第 4 特別会議室 |
| 委員（敬称略） | 座長 北大路 信 郷 明治大学公共政策大学院ガバナンス研究教授 委員 有 川 博 日本大学総合科学研究所教授 委員 清 水 涼 子 関西大学会計専門職大学院教授 委員 高 橋 伸 子 生活経済ジャーナリスト |

1 契約案件の審議

| | |
|------------------|----------------------------------|
| 審議対象期間 | 平成 25 年 4 月 1 日～平成 25 年 6 月 30 日 |
| 抽出案件 | 4 件（対象案件 723 件） |
| 審議案件 | 4 件 |
| 委員からの質問・意見に対する回答 | 以下のとおり |

【抽出事案 1】（一般競争入札・総合評価落札方式）

アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負

契約相手方：（株）野村総合研究所

契約金額：843,990,000 円（落札率 99.88%）

契約締結日：平成 25 年 5 月 16 日

競争参加業者：2 者

| 意見・質問 | 回答 |
|----------------------------|---|
| 本件請負契約の目的及び内容並びに成果物とその利用方法 | <p>【目的】 日本との文化的親和性が高くコンテンツの展開先として有望なアジア地域において、単に我が国のコンテンツを流すだけではなく、国際共同製作による相手国の市場の状況やニーズを踏まえた事業モデルの構築により、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的とする。</p> <p>【内容】 アジア地域における映像コンテンツ市場に関する調査、国際共同製作の推進、映像コンテンツの不正流通対策の推進、映像コンテンツの海外展開促進に向けた課題の整理等。</p> <p>【成果物と利用方法】</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>成果物は調査報告書（A 4判）、及び調査報告書を記録した電子データ。</p> <p>本調査研究によって得られた具体的な事例や効果等を踏まえ、アジア地域において国際共同製作の手法により我が国映像コンテンツの展開を図る上で留意すべき諸課題を整理し、我が国の映像コンテンツの海外展開を促進する。</p> |
| <p>本件契約の予定価格の積算の仕方</p> | <p>予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額及び契約係積算額と比較の上、安価な原局予算の価格を採用したもの。</p> |
| <p>本件の総合評価における</p> <p>①評価基準</p> <p>②評価者及びその選定方法</p> <p>③評価結果の内訳</p> <p>④評価結果の開示・公表状況</p> | <p>①評価基準</p> <p>別添資料3「総合評価基準」参照。</p> <p>②評価者及びその選定方法</p> <p>主管課である情報流通行政局情報通信作品振興課による評価、及び外部有識者3名のコメントを踏まえ最終評価とした。外部有識者は、映像コンテンツの製作・流通や海外展開等に関する専門的な知見を有する者を選定した。</p> <p>③評価結果の内訳</p> <p>別添資料4「アジア地域における国際共同製作に関する調査研究の請負に関する評価票」参照。</p> <p>④評価結果の開示・公表状況</p> <p>別添資料2「入札状況調書」参照。</p> |
| <p>当該時期の類似調査研究である H25-2-1071 及び H25-2-1073 と比較した際の</p> <p>①契約目的・契約内容の異同</p> <p>②応札業者の異同</p> <p>③評価者の異同</p> | <p>①契約目的・契約内容の異同</p> <p>【契約目的】</p> <p>・H25-2-1072 本件(アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負)</p> <p>日本との文化的親和性が高くコンテンツの展開先として有望なアジア地域において、単に我が国のコンテンツを流すだけではなく、国際共同製作による相手国の市場の状況やニーズを踏まえた事業モデルの構築により、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的と</p> |

する。

・H25-2-1071(グローバル市場の開拓に向けた国際共同製作に関する調査研究の請負)

日本との文化的親和性は低いものの市場規模が大きい欧米等のグローバル市場において、国際共同製作によって相手国のニーズに合わせて収益確保のできる事業モデルを構築することにより、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的とする。

・H25-2-1073(グローバル・メディアとの国際共同製作に関する調査研究の請負)

グローバル市場に対応した映像コンテンツの製作について豊富な経験・ノウハウを有するグローバル・メディアとの国際共同製作によって、ネットワーク・チャンネルでの放映による多数の視聴者の獲得や海外視聴者のニーズに沿った製作を促進し、我が国の映像コンテンツの継続的な海外展開に資することを目的とする。

【契約内容】

・H25-2-1072 本件(アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負)

アジア地域における映像コンテンツ市場に関する調査、国際共同製作の推進、映像コンテンツの不正流通対策の推進、映像コンテンツの海外展開促進に向けた課題の整理等。

・H25-2-1071(グローバル市場の開拓に向けた国際共同製作に関する調査研究の請負)

グローバル市場における映像コンテンツ市場に関する調査、国際共同製作の推進、効果的な販売促進手法等に関する調査、映像コンテンツの海外展開促進に向けた課題の整理等。

・H25-2-1073(グローバル・メディアとの国際共同製作に関する調査研究の請負)

グローバル・メディアとの国際共同製作の推進、映像コンテンツの展開の促進に関する課題の整理等。

| | |
|--|---|
| | <p>②応札業者の異同</p> <p>・H25-2-1072 本件(アジア地域における国際共同製作に関する調査研究請負)</p> <p>(株)野村総合研究所、(株)三菱総合研究所</p> <p>・H25-2-1071(グローバル市場の開拓に向けた国際共同製作に関する調査研究の請負)</p> <p>(株)三菱総合研究所、(株)野村総合研究所</p> <p>・H25-2-1073(グローバル・メディアとの国際共同製作に関する調査研究の請負)</p> <p>(株)電通、FOXインターナショナル・チャンネルズ(株)</p> <p>③評価者の異同</p> <p>3調査とも同一評価者である。</p> |
| <p>シンクタンクの2者が競争参加業者となっているが、過去においては広告代理店も参加している。これは事業の特性等でシンクタンクが何らかの強みを持っているからか。</p> | <p>事業としてビジネスの自走化を念頭に置いており、具体的に事業に参画するというよりも、調査・分析がメインとなっているため。</p> |
| <p>本件については、地方局ではなく、キー局の国際展開を図ったものなのか。</p> | <p>本事業は、アジア地域におけるコンテンツビジネスの立ち上がりを支援し、その後スポンサー等を獲得することで、自走化できるよう支援を行うものであり、主にキー局等を想定している。なお、ローカル局、番組制作会社を対象とした事業類型も設けている。</p> |
| <p>補正予算として開始しているが、当該予算で開始した理由について如何。</p> | <p>過去に同様の事業は行っているが、本件は初めて自走化を重視したものであり、経済対策という観点から補正予算で行っている。</p> |

【抽出事案2】（一般競争入札・総合評価落札方式）

平成27年国勢調査のオンライン調査に向けたシステムの設計・開発等業務 一式

契約相手方：富士通株式会社

契約金額：104,790,000円（落札率36.77%）

契約締結日：平成25年4月22日

競争参加業者：3者

| 意見・質問 | 回答 |
|--|--|
| <p>仕様書案に対する意見招請と入札説明会の状況（仕様書案と実際の仕様書の差異、説明会参加業者数なども含め）</p> | <p>【意見招請】</p> <p>6社から提出があった。主な意見は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">・平成27年国勢調査第2次試験調査および、平成27年国勢調査第3次試験調査の調査対象者数の提示依頼・オンライン調査システムプロトタイプ等の資産について、応札予定者への調達期間中からの貸し出し依頼・オンライン調査の資産の種類（設計書の種類、ソース、定義体等）についての提示依頼・メールでの一括配信の機能について、配信先の想定件数の提示依頼・調査対象者および利用機関で使用する対象ブラウザのJavaScript、アドオンの利用可否についての提示依頼 <p>上記意見を受け、調査対象者数の概数、調査対象者および利用機関で使用する対象ブラウザのJavaScript、アドオンの利用可否についての追記を行った。また、プロトタイプシステム等の資産については、調達期間中に閲覧可能とし、追記を行った。</p> <p>【入札説明会の状況】</p> <p>意見招請時の説明会参加業者数は10社、入札説明会時の参加業者数は9社であった。</p> |
| <p>予定価格の設定経緯と落札率が低くなった理由</p> | <p>【予定価格の設定経緯】</p> <p>本件の予定価格の決定は、以下の3点の比較による最も低い価格を予定価格として決定した。</p> |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・予算額 ・提案書の提出のあった者のうち最も技術点が高かった者の下見積額 ・統計局積算額（業務内容ごとに提案書提出業者の下見積書の平均単価と平均工数を使用し積算） <p>【落札率が低くなった理由】</p> <p>富士通（株）が過去の請負実績からこれまでに蓄積した「業務・技術ノウハウ」及び「人的資産」を本業務に活用できると判断し、下見積額から人件費等のコストを大幅に削減することが可能と判断したことにより、予定価格と落札額が大きく乖離したため。</p> |
| 富士通が落札できた経緯（調査による失格者がいるか、富士通が他より優れていた点など） | 3者の提案書を審査したが、不合格者（失格者）はいなかった。なお、技術点の審査結果は、3者中2位であり、技術点と価格点の合計による総合評価の結果、富士通（株）が落札者となった。 |
| 1次入札の際には、意見がなかったのか。 | 然り。1次入札の際はオンライン調査システムだけで、附帯調査を行っておらず、システムの規模が小さかったため意見招請をかけない調達となっている。 |
| 人件費のコストを大幅に削減することで、落札率が低下しているが、この削減で優秀な構築体制が整うのか。 | 一般的なシステムの受託を受けており、当該1次試験調査の資産が生かせるということを勘案して、適合すると判断した。 |

【抽出事案3】（一般競争入札・最低価額落札方式）

政府認証基盤の監査等の請負

契約相手方：新日本有限責任監査法人

契約金額：13,993,350円（落札率93.85%）

契約締結日：平成25年6月24日

競争参加業者：1者

| 意見・質問 | 回答 |
|------------|--|
| 業務内容は何か。 | <ul style="list-style-type: none">・政府認証基盤を構成しているブリッジ認証局、官職認証局及びアプリケーション認証局に対して、それぞれの認証局の運営方針を定めたCP/CPSへの準拠の適否を、CP/CPS準拠性監査規準に基づき確認する準拠性監査の実施（監査対象期間：平成24年10月1日～平成25年9月30日）・アプリケーション認証局及びアプリケーション認証局2に対して、「認証局のためのWebTrustの原則と基準」に基づき、適否の検証を行うWebTrust検証の実施（アプリケーション認証局対象期間：平成24年10月1日～平成25年9月30日（12か月））（アプリケーション認証局2対象期間：平成25年11月1日～同年12月31日（2か月））・規定・運用マニュアル等を改定する際の主管係からの相談等への対応、アプリケーション認証局2のCP/CPSの英訳の確認及び助言・アプリケーション認証局2（Sub）のキーセレモニー（認証局の秘密鍵等の生成）の立ち会い等 |
| 一者応札となった理由 | <p>前年度実施事業者が、全省庁統一資格の更新を実施しておらず、応札に参加できなかったことなどとする。</p> <p>本契約の履行には当該システム監査の分野に関する専門的資格・知見及び過去の同種の監査等業務の実績等が要求されることから、入札に参加した業者以外の業者が業務履行体制を構築する</p> |

| | |
|---|--|
| | <p>ことができなかつたことなどにより参加を見送つたため。</p> |
| <p>最低価格方式に馴染む契約か。</p> | <p>過去の同種のシステム監査業務においても最低価格落札方式を採用しており、最低価格方式に馴染む契約であるとする。</p> |
| <p>過去の同種の契約の推移</p> | <p>【平成 22 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者 3 者 ・ 落札者 新日本有限責任監査法人 <p>【平成 23 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者 3 者 ・ 落札者 新日本有限責任監査法人 <p>【平成 24 年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応札者 2 者 ・ 落札者 あずさ監査法人 |
| <p>今後の対応策</p> | <p>過去の実績においては複数者が応札しており、今年度は応札予定の事業者が社内的な手続き誤りで参加できなかったため、個票において「特になし」と記載したが、原課にて下見積りを作成する際に、競争参加資格の周知を徹底する等の措置を講じたい。</p> |
| <p>複数年契約はできないのか。</p> | <p>他省庁で複数年契約にて運用している事例は把握していないが、現状システムの改修等を行っている最中であり、仕様の内容も年度ごとに変換ることが想定されるため、複数年契約は難しいのではないかと考える。</p> |
| <p>監査対象期間について、現状 10 月 1 日～9 月 30 日としているが、年度ごとに区切るべきではないか。また、アプリケーション認証局 2 もアプリケーション認証局 1 と期間をあわせるべきではないか。</p> | <p>前者については、今後、どちらが妥当なのか検討していきたい。</p> <p>後者については、今後どこかで監査対象期間をあわせたいと考えている。</p> |
| <p>政府認証基盤の監査について、実施の根拠は存在するのか。</p> | <p>各府省の課長クラスで構成される会議で合意した認証局の運営方針を定めた CP/CP S が根拠となっている。</p> |
| <p>専門的資格や知見が必要な監査業務は、最低価格方式には馴染まないと思料。</p> | <p>—</p> |

| <p>【抽出事案 4】（一般競争入札・総合評価落札方式）</p> <p>国内外における I C T 市場及び関連市場の動向分析並びに国内 I C T 産業の国際競争力評価に関する調査研究の請負</p> <p>契約相手方：ガートナー・ジャパン（株）</p> <p>契約金額：10,488,450 円（落札率 100.00%）</p> <p>契約締結日：平成 25 年 6 月 28 日</p> <p>競争参加業者：1 者</p> | |
|--|--|
| 意見・質問 | 回答 |
| 業務内容 | I C T サービス、情報通信機器・端末に係る市場動向等に関するリサーチを行い、主要情報通信関連製品・サービスに関して、地域別世界市場シェアを算出するとともに市場規模推移を推計し、報告書に取りまとめる。 |
| 予定価格の算出法 | 予定価格の算定にあたっては、市場調査（入札参加業者の見積）、公表資料、過去の実績などを勘案し設定している。本件については、専門性の高い仕様内容のため市場調査の価格を精査し、予算額、契約係積算額及び過去の実績額と比較の上、安価な過去の実績の価格を採用したもの。 |
| 契約相手業者の概要、同者からの過去の調達実績 | <p>【契約相手業者の概要】</p> <p>設立（1995 年）、資本金（2,000 万円）、代表取締役社長（日高 信彦）、従業員数（約 150 名）</p> <p>【過去の調達実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ I C T 産業の動向と国際競争力に関する調査研究の請負（H19 年度～H23 年度） ・ 国内外における I C T 市場及び関連市場の動向分析並びに国内 I C T 産業の国際競争力評価に関する調査研究の請負（H24 年度） |
| 総合評価の概要（評価側面、尺度、ウエイト、など） | 調査内容、実施体制・能力、実績等について、価格点と技術点の比率が 1：2 の加算方式により、総合評価を実施。 |
| 1 者応札となったことについて推測される理由 | 本調査研究の履行には当該情報通信分野に関する専門的知見及び過去の類似の調査分析実績 |

| | |
|---|--|
| | <p>等が要求されることから、入札に参加した業者以外の業者が業務履行体制を構築することができなかったことなどにより参加を見送ったためと推測される。</p> |
| <p>契約金額が予定価格と同じになった理由</p> | <p>昨年度実績額を予定価格として採用しており、応札した者が昨年度の契約相手方であったため。</p> |
| <p>本調査研究事業の成果の評価方法</p> | <p>本調査研究の結果は、総務省が毎年公表している「ICT国際競争力指標」や「情報通信白書」における重要な参照資料となっていることから評価できる。</p> |
| <p>本件は、市場調査であり調査能力がある業者は多数あると思われるが、何故1者応札となったのか。</p> | <p>市場調査の中でも日本国内のみならず、世界中で調査を行えるネットワークを有していることや、情報通信関連サービスについて詳細に調査する必要があるため、限られた業者が入札に参加することとなる。ただし、応札した事業者のみが能力を有しているとは考えられないので、より多くの事業者が参加可能なよう検討して参りたい。</p> |
| <p>平成19年度からガートナージャパン(株)のみが受注しているのは、何かしらの措置を講じていないからである。ガートナージャパン(株)以外の事業者が請負う能力がないのであれば、随意契約にし、履行内容を徹底調査することで低い予定価格を立てられるかと思うので、来年度以降は必ず見直しを行ってほしい。</p> | <p>今後、検証を行い、ガートナージャパン(株)のみしかできないという分析結果が明らかとなった場合には、随意契約に移行することも検討したい。</p> |

2 事務局説明

| 【事務局説明】 | |
|--|--|
| 事務局より、総務省契約監視会設置規則及び運営要領（案）について説明。 | |
| 意見・質問 | 回答 |
| 運営要領（案）中、「第2 定例会議」の「2 抽出」の「(3) 抽出案件の説明及び審議」において、「その他、その審議に必要な情報」という趣旨の文言を付け加えて欲しい。 | 承知。修正させて頂きたい。 |
| 参考資料2の総務省契約監視会運営方針においては、「3 監視会の会議の公開」に、総務省ホームページに掲載することによりこれを公表するとあるが、同様の扱いか。 | 運営要領（案）中、第3 議事概要の作成及び公表についての記載があり、同様の扱いであるが、修正させて頂きたい。 |